

ふれあい・いきいき通信

平成30年5月発行 VOL. 55



発行：社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会 地域福祉課地域支援係
住所：〒150-0042 渋谷区宇田川町5-2 区役所神南分庁舎
電話：03-5457-2200 FAX：03-3476-4904
E-mail：shien-shibuya-shakyo@tokyo.email.ne.jp

新緑の香りがすがすがしい季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、渋谷区社会福祉協議会では、新たに第二期渋谷区地域福祉活動計画を定め、本年度から取り組んでいます。その計画では、ふれあい・いきいきサロン活動(ふれあいのまちづくり事業)の充実が重点実施項目になっており、平成30年度は新しく5つのサロンを増やしていきたいと考えています。

第1段として、おとなりサンデーで6月3日(日)に活動するサロンの訪問を予定しています。今年度も、皆様のサロンに訪問し活動を応援します！



【平成30年度5月末現在のサロン数】

食事型：12団体

ふれあい型：36団体

合計48団体

新！！生活支援コーディネーターを紹介します！



5月より生活支援コーディネーターを務めることとなりました。

慣れないことも多いですが、皆さんの力をおかりして、人と人がつながり合い、安心して暮らすことのできる地域づくりのために力を尽くしていきたいと思えます。(梅山)



今年度より、生活支援コーディネーターとして入職しました薄田と申します。皆様が暮らす渋谷が、より住みよい街になるよう頑張ってお参りますので宜しくお願いします。趣味は登山と映画鑑賞です！(薄田)

サロン保険について

サロン登録の更新をしていただいた皆様には、サロン保険加入の手続きをいたしました。サロン保険は、サロン活動中の事故によるケガを補償するもので、ボランティア保険や行事保険とは異なります。サロン活動中にケガをした場合に適用になります。

ただし、年度更新書名簿に記載のない方、登録時にお届けいただいた活動場所以外については対象外となりますのでご注意ください。

年度途中でサロンメンバーが増えた場合は追加名簿をご提出ください。追加者の名簿は名前・住所・電話番号が記載されているものであれば様式は問いません。

保険金のお支払い対象 となる主な例	<ul style="list-style-type: none">・サロン活動中にケガをした・食事会の準備中、誤って手を切った・サロンに参加するため、自宅から活動場所へ行く途中で怪我をした・食事会で飲食をし、食中毒になり通院した
活動中でも保険金のお支払い対象とならない主な例	<ul style="list-style-type: none">・故意または重大な過失によるケガ・地震、津波など自然災害によるケガ・脳疾患・疾病等によるケガ

※万が一事故が起きた場合は、至急、社会福祉協議会(03-5457-2200)までご連絡ください。
※活動は十分にご注意ください。

新たに立ち上がった4つのサロンを紹介します！！

サロン・ド すずかけ

対 象：高齢者
場 所：猿楽小学校 1 階
参加費：200 円
活動日：第 3 土曜日
時 間：13：30～16：00

富いち サロン

対 象：どなたでも
場 所：代々木八幡高架下施設
参加費：100 円
活動日：第 1 水曜日
時 間：14：00～16：00

さくら サロン

対 象：どなたでも
場 所：地域交流センター新橋
参加費：無料
活動日：第 3 水曜日
時 間：13：30～15：30

にこにこ 本一サロン

対 象：どなたでも
場 所：本町一丁目施設
参加費：100 円
活動日：第 1 水曜日
時 間：13：00～16：00